

ユニット型指定短期入所生活介護事業所
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所
第三光が丘ハウス運営規程

第 1 章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 光道園（以下「事業者」という。）が老人福祉法に規定する老人短期入所運営事業として設置経営する第三光が丘ハウス（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護（要支援）状態にある利用者に対し、適切なユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業者は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業者は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、専用ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。

3 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 第三光が丘ハウス
- 二 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 22 字 7 の 1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、及び員数)

第4条 事業所の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|----------|-------|---------------|
| 一 | 施設長（管理者） | 1名 | |
| 二 | 事務員 | 1名以上 | |
| 三 | 生活相談員 | 1名以上 | （常勤1名以上） |
| 四 | 介護職員 | 23名以上 | （常勤換算） |
| 五 | 看護職員 | 4名以上 | （常勤換算：常勤1名以上） |
| 六 | 機能訓練指導員 | 1名以上 | |
| 七 | 管理栄養士 | 1名以上 | |
| 八 | 調理員 | 業務委託 | |
| 九 | 医師 | 1名 | （常勤以外で兼務） |

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 事務員は、介護報酬等の請求等を含む施設会計の出納事務を適切かつ効率的に行う。
- 三 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業所等他の機関との連携を行う。
- 四 介護職員は、心身の状況等を的確に把握し、適切な援助又は介護を行う。
- 五 看護職員は、健康状態を的確に把握し、健康保持、予防のために適切な措置を行う。
- 六 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- 七 管理栄養士は、献立の作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- 八 調理員は、身体状況を勘案し、適切な調理を行う。
- 九 医師は、利用者に対して、健康管理および療養上の指導を行う。

第3章 利用定員

(利用の定員)

第6条 事業所の利用定員は、専用10名と空床利用とする。

第7条 ユニットの数及び利用定員は以下のとおりとする。

(ユニットの数及び利用定員)

一 ユニット数 1 ユニット

二 ユニットの利用定員

ユニット名 なでしこ 10名

(短期入所・介護予防短期入所専用ユニット)

合 計 10名(特養70名、全体で80名)

(特養入所者の空床利用も出来る。)

(定員の順守)

第8条 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

第4章 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び有効期間を確認する。

3 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)サービスを求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(利用料その他費用)

第10条 ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上額とし、当該ユニット型指定短期入所生活介護(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払をうけるものと

する。

2 事業者は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる支払いを利用者から利用料として受けることができる。

一 滞在費

ユニット型個室（室料・光熱水費） 2, 0 7 0 円（1 日当たり）

ただし、滞在費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

二 送迎費

片道 1 8 4 円（通常の事業の実施地域にお住まいの方）

通常の実施地域の境界から利用者宅まで片道 1 km 当たり 1 0 円とする。

三 食費（食材料費・調理費用）

朝食代	（1 食）	3 3 0 円
昼食代	（1 食）	6 4 2 円
夕食代	（1 食）	5 2 8 円

ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

四 前項に掲げるものの他、利用者の希望により日常生活で通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

レクリエーション費用（屋外行事等）等、要した費用の実費

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を文書で説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

4 新たな費用が発生した場合等は、その額を基礎として第 2 項の費用の内容及び金額を変更することがある。

5 前項の変更を行う場合には、変更の 1 ヶ月以上前に利用者又はその家族に対し事前に変更内容や費用を文書で説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

6 前項の費用の支払いは、利用者又はその家族により、現金又は口座引き落としにより指定期日までに受ける。

（ユニット型指定短期入所生活介護・

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画の作成）

第 1 1 条 **介護支援専門員**は、相当期間以上にわたり継続して利用すること

が予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、事業所の従業者と協議の上サービスの目標、具体的内容等を記載したユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）計画を作成する。

2 **介護支援専門員**は、ユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）計画をそれぞれの利用者に応じたユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等を説明する。

3 ユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

（サービスの取り扱い方針）

第12条 事業者は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。

2 事業者は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 事業者は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護（要支援）状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。

5 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に理解しやすいように説明する。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を行う。

（身体拘束の廃止）

第13条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。

2 事業者は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するか十分検討する。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳

細に説明する。

5 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

6 事業者は、「身体拘束廃止委員会」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

7 事業者は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

8 事業者は、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(介護・支援)

第14条 介護は各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行う。

2 事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行えるよう適切な支援を行う。

3 事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える。

4 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6 事業者は、前各項に規定するものの他、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するため、褥瘡予防対策担当者を決め、また、褥瘡対策チームを設置し、職員研修を実施する。

8 事業者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

9 事業者は、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第15条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮して食事を摂ることができる時間を確保し、共同生活室（リビング）または居室や交流

スペースなど、利用者の意思を尊重した場所で食事が摂れるよう支援する。

2 食事の時間はおおむね以下の通りとする。

一 朝食 午前7時30分～

二 昼食 午後0時～

三 夕食 午後5時30分～

(相談及び援助)

第16条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第17条 教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を設ける。

2 常に利用者の家族との連携を図る。

(機能訓練)

第18条 利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第19条 医師（嘱託医）又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第20条 事業者が利用者又はその家族の希望により、通常の送迎を要する実施地域は、越前町、福井市、鯖江市、**越前市**とする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(外出)

第21条 利用者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより施設長（管理者）に届け出る。

(健康保持)

第22条 利用者は健康に留意するものとし、事業所で必要と判断される行う健康診査等は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第23条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第24条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第25条 事業所等においてサービスを提供している際に、利用者の心身の異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医か協力病院、又は主治医、家族、利用者の担当居宅介護支援事業所に連絡し、適切な措置を講ずる。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 防災対策は、消防計画等に基づき、管理体制を確立し、地域との協力体制を維持し、定期的に避難、救出訓練を実施する。

2 消防用設備及び避難設備等の点検は、月1回自主点検を実施し、年2回委託業者により総合及び機能点検を実施する。

3 危険物の管理は、月1回自主検査を実施し、委託業者により法定検査を実施する。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護（要支援）状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしてい

るとき。

(勤務体制の確保)

第28条 事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定める。

2 事業所の従業者によってサービスの提供をする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 職種別研修 随時

(褥瘡対策等)

第29条 事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理等)

第30条 事業者は、設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療器具の管理を適正に行う。

2 事業者は、感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 事業者は、感染対策委員会を少なくとも3月に1回程度定期的を開催するとともに、必要に応じては随時開催する。また、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- 二 事業者は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業者において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施する。
- 四 前3号に定めるものの他、事業者は、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(協力病院等)

第31条 入院治療を必要とする入居者のための協力病院、協力歯科医療機関は以下の通りに定める。

協力病院

福井県鯖江市旭町4-4-9

医療法人 寿人会 木村病院
協力歯科医療機関 福井県丹生郡越前町織田 4 2 - 7 5
丹原歯科医院

(掲示)

第 3 2 条 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 3 3 条 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 3 4 条 居宅介護支援事業者またはその従業員に対して、要介護（要支援）被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業員から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第 3 5 条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

二 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

三 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

五 成年後見制度の利用支援

2 従業員は、事業所内及び利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。）そ

の他の者により、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(苦情処理)

第36条 事業者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）サービスに関する、利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付ける窓口を設置する。

2 事業者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を得た場合は、当該指導または助言に従い、必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4 事業者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(地域との連携等)

第37条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行う等地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第38条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、利用者に対する介護保険ユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 事業者は、利用者に対する介護保険ユニット型指定短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（会計の区分）

第39条 サービスの事業会計を、その他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第40条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてもその完結の日から五年間保存する。

【記録の種類】

- ・ サービス計画書(保存期間 5 年)
- ・ 具体的なサービス内容の記録(保存期間 5 年)
- ・ 身体拘束についての記録(保存期間 5 年間)
- ・ (不正被保険者についての)市町村への通知(保存期間 5 年間)
- ・ 苦情内容等の記録(保存期間 5 年間)
- ・ 事故対応についての記録(保存期間 5 年間)
- ・ ほか(保存期間 5 年間)

※「完結の日」の考え方

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。
サービス内容の記録、身体拘束についての記録
- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日
サービス計画書
- ・ 必要に応じて作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。
市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

第41条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月1日より施行する。

この規程は、平成15年 4月1日より施行する。

この規程は、平成17年 4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月1日より施行する。

この規程は、平成19年 4月1日より施行する。

この規程は、平成20年 4月1日より施行する。

この規程は、平成21年 4月1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月1日より施行する。

この規程は、平成23年 4月1日より施行する。

この規程は、平成24年 4月1日より施行する。

この規程は、平成25年 4月1日より施行する。

この規程は、平成26年 4月1日より施行する。

この規程は、平成28年 4月1日より施行する。

この規程は、平成30年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 1年10月1日より施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日より施行する。

別添

通常の事業の実施地域以外の利用者に対する交通費の算出根拠

ガソリン 1リットル 100円とし、1リットル=10キロメートル走行

よって、通常の実施地域の境界から利用者宅まで片道1キロメートル10円とする。